

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年12月22日

豊明市監査委員

古橋 洋一
一色 美智子

- 1 監査の対象
行政経営部 財政課
- 2 監査の期間
平成28年7月27日から平成28年8月10日まで
- 3 監査の範囲
平成28年4月1日から平成28年6月30日までに執行した事務事業
- 4 監査の項目
 - (1) 収入事務
 - (2) 支出事務
 - (3) 契約事務
 - (4) 財産管理事務
 - (5) 一般事務
- 5 監査の結果
今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
- 6 監査の対象
会計管理者 出納室
- 7 監査の期間
平成28年7月27日から平成28年8月30日まで
- 8 監査の範囲
平成28年4月1日から平成28年6月30日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.1 監査の対象

豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館の指定管理者株式会社日本保育サービス及び当該団体を所管する児童福祉課

1.2 監査の期間

平成28年8月31日から平成28年9月15日

1.3 監査の方法

平成27年度指定管理料の出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1.4 監査の結果

今回監査した豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館の指定管理者である株式会社日本保育サービス及び当該団体を所管する児童福祉課に対する平成27年度指定管理業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 北部児童館のイベント用ガステーブルの購入において、包括協定書第22条に定める市の備品台帳に登載がなされていないものが見受けられたので留意されたい。

また、当該団体を所管する児童福祉課においては、備品台帳等の確認を徹底するとともに、団体に対する指導を十分にされたい。

1.5 監査の対象

豊明市社会福祉協議会及び当該団体を所管する社会福祉課

1.6 監査の期間

平成28年8月31日から平成28年9月15日

1 7 監査の方法

平成27年度補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1 8 監査の結果

今回監査した豊明市社会福祉協議会に対する平成27年度補助事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 遺族会春の法要ご仏前の小口現金支出において、支出伺い書の添付書類に不足しているものが見受けられたので留意されたい。

また、当該補助団体を所管する社会福祉課においては、実績報告書等の審査は確実に行うとともに、補助団体に対する指導を十分にされたい。

1 9 監査の対象

市民生活部 税務課

2 0 監査の期間

平成28年8月31日から平成28年9月27日まで

2 1 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年7月31日までに執行した事務事業

2 2 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

2 3 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 4 監査の対象

教育部 学校教育課・学校支援室

2 5 監査の期間

平成28年9月16日から平成28年10月7日まで

2.6 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行した事務事業

2.7 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

2.8 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 学校プール管理業務委託の契約事務において、学校管理業務委託仕様書による報告書の一部に誤りが見受けられたので留意されたい。

また、下記小中学校の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

平成28年10月7日	双峰小学校
	三崎小学校
	沓掛中学校

2.9 監査の対象

議会事務局 議事課

3.0 監査の期間

平成28年10月7日から平成28年10月28日まで

3.1 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行した事務事業

3.2 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

3.3 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。